

「印紙税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(契約金額の意義)</p> <p>第23条 課税物件表の第1号、第2号及び第15号に規定する「契約金額」とは、次に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額で、当該文書において契約の成立等に関し直接証明の目的となっているものをいう。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 第1号の4文書 運送料又は<u>傭船料</u></p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(有価証券の意義)</p> <p>第60条 法に規定する「有価証券」とは、財産的価値ある権利を表彰する証券であって、その権利の移転、行使が証券をもってなされることを要するものをいい、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に定める有価証券に限らない。</p> <p>(例)</p> <p>株券、国債証券、地方債証券、社債券、出資証券、投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、約束手形、為替手形、小切手、<u>倉荷証券、船荷証券</u>、商品券、プリペイドカード、社債利札等</p> <p>(注) 次のようなものは有価証券に該当しない。</p> <p>(1) 権利の移転や行使が必ずしも証券をもってなされることを要しない単なる証拠証券</p> <p>(例)</p> <p>借用証書、受取証書、<u>送り状</u></p>	<p>(契約金額の意義)</p> <p>第23条 課税物件表の第1号、第2号及び第15号に規定する「契約金額」とは、次に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額で、当該文書において契約の成立等に関し直接証明の目的となっているものをいう。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 第1号の4文書 運送料又は<u>用船料</u></p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(有価証券の意義)</p> <p>第60条 法に規定する「有価証券」とは、財産的価値ある権利を表彰する証券であって、その権利の移転、行使が証券をもってなされることを要するものをいい、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に定める有価証券に限らない。</p> <p>(例)</p> <p>株券、国債証券、地方債証券、社債券、出資証券、投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券、特定目的信託の受益証券、受益証券発行信託の受益証券、約束手形、為替手形、小切手、<u>貨物引換証、船荷証券、倉庫証券</u>、商品券、プリペイドカード、社債利札等</p> <p>(注) 次のようなものは有価証券に該当しない。</p> <p>(1) 権利の移転や行使が必ずしも証券をもってなされることを要しない単なる証拠証券</p> <p>(例)</p> <p>借用証書、受取証書、<u>運送状</u></p>

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(金融機関等の支店、出張所等が新設された場合)</p> <p>第98条 新設された金融機関等の支店、出張所等が、当該金融機関等の他の支店、出張所等において法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けた預貯金通帳等をそのまま当該新設の日の属する課税期間内において引き続き使用する場合には、当該新設の日の属する課税期間内において引き続き使用する場合には、当該課税期間の開始の時に作成されたものとみなされるのであるから、改めて印紙税を納付する必要はないことに留意する。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(非課税預貯金通帳に係る口座の数の計算)</p> <p>第104条 令第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付の承認の申請等》第2項に規定する「非課税預貯金通帳に係る口座」の数の計算は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第30条《非課税となる普通預金通帳の範囲》に規定する普通預金の通帳に係る口座の数 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の承認に係る各課税期間の開始の日の1年前(年の途中から預貯金取引が開始されたものについては当該取引の開始の日)から引き続き所得税法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》の規定により、所得税が課されないこととなっている普通預金の通帳に係る口座数</p> <p>(注) (省略)</p> <p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p>	<p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(金融機関等の支店、出張所等が新設された場合)</p> <p>第98条 新設された金融機関等の支店、出張所等が、当該金融機関等の他の支店、出張所等において法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の規定による承認を受けた預貯金通帳等をそのまま当該新設の日の属する課税期間内において引き続き使用する場合には、当該承認に係る期間の開始の時に作成されたものとみなされるのであるから、改めて印紙税を納付する必要はないことに留意する。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(非課税預貯金通帳に係る口座の数の計算)</p> <p>第104条 令第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付の承認の申請等》第2項に規定する「非課税預貯金通帳に係る口座」の数の計算は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第30条《非課税となる普通預金通帳の範囲》に規定する普通預金の通帳に係る口座の数 法第12条《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》第1項の承認に係る期間の開始の日の1年前(年の途中から預貯金取引が開始されたものについては当該取引の開始の日)から引き続き所得税法第10条《障害者等の少額預金の利子所得等の非課税》の規定により、所得税が課されないこととなっている普通預金の通帳に係る口座数</p> <p>(注) (同左)</p> <p>別表第1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 号の 4 文書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運送に関する契約書(傭船契約書を含む。)</p> <p>(<u>送り状</u>の意義)</p> <p>2 「<u>送り状</u>」とは、荷送人が運送人の請求に応じて交付する書面で、運送品とともに到達地に送付され、荷受人が運送品の同一性を検査し、また、着払運賃等その負担する義務の範囲を知るために利用するものをいう。したがって、標題が<u>送り状</u>又は<u>運送状</u>となっている文書であっても、運送業者が貨物の運送を引き受けたことを証明するため荷送人に交付するものは、これに該当せず、第 1 号の 4 文書（運送に関する契約書）に該当するのであるから留意する。</p> <p>(<u>傭船契約</u>の意義)</p> <p>4 「<u>傭船契約</u>」とは、船舶又は航空機の全部又は一部を貸し切り、これにより人又は物品を運送することを約する契約で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(<u>定期傭船契約書</u>)</p> <p>5 定期<u>傭船契約書</u>は、<u>傭船契約書</u>として取り扱う。したがって、その内容により第 1 号の 4 文書（運送に関する契約書）又は第 7 号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当する。</p> <p>(<u>裸傭船契約書</u>)</p> <p>6 <u>傭船契約書</u>の名称を用いるものであっても、その内容が単に船舶又は航空機を使用収益させることを目的とするいわゆる<u>裸傭船契約書</u>は、船</p>	<p>第 1 号の 4 文書</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運送に関する契約書(用船契約書を含む。)</p> <p>(<u>運送状</u>の意義)</p> <p>2 「<u>運送状</u>」とは、荷送人が運送人の請求に応じて交付する書面で、運送品とともに到達地に送付され、荷受人が運送品の同一性を検査し、また、着払運賃等その負担する義務の範囲を知るために利用するものをいう。したがって、標題が<u>運送状</u>又は<u>送り状</u>となっている文書であっても、運送業者が貨物の運送を引き受けたことを証明するため荷送人に交付するものは、これに該当せず、第 1 号の 4 文書（運送に関する契約書）に該当するのであるから留意する。</p> <p>(<u>用船契約</u>の意義)</p> <p>4 「<u>用船契約</u>」とは、船舶又は航空機の全部又は一部を貸し切り、これにより人又は物品を運送することを約する契約で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(<u>定期用船契約書</u>)</p> <p>5 定期<u>用船契約書</u>は、<u>用船契約書</u>として取り扱う。したがって、その内容により第 1 号の 4 文書（運送に関する契約書）又は第 7 号文書（継続的取引の基本となる契約書）に該当する。</p> <p>(<u>裸用船契約書</u>)</p> <p>6 <u>用船契約書</u>の名称を用いるものであっても、その内容が単に船舶又は航空機を使用収益させることを目的とするいわゆる<u>裸用船契約書</u>は、船</p>

改 正 後	改 正 前
<p>舶又は航空機の賃貸借契約の成立を証すべきものであって、第1号の4文書（運送に関する契約書）に該当せず、賃貸借に関する契約書に該当するから、課税文書に当たらないことに留意する。</p>	<p>舶又は航空機の賃貸借契約の成立を証すべきものであって、第1号の4文書（運送に関する契約書）に該当せず、賃貸借に関する契約書に該当するから、課税文書に当たらないことに留意する。</p>
<p>第9号文書</p> <p><u>倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券</u></p>	<p>第9号文書</p> <p><u>貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券</u></p>
<p>1 <u>(削 除)</u></p>	<p><u>(貨物引換証の意義)</u></p> <p>1 「<u>貨物引換証</u>」とは、<u>商法第571条第1項の規定により、運送人が荷送人の請求により作成する貨物引換証をいう。</u></p>
<p><u>(倉荷証券の意義)</u></p> <p>2 「<u>倉荷証券</u>」とは、<u>商法第600条《倉荷証券の交付義務》の規定により、倉庫営業者が寄託者の請求により作成する倉荷証券をいう。</u></p>	<p><u>(倉庫証券の意義)</u></p> <p>2 「<u>倉庫証券</u>」とは、<u>商法第598条及び同法第627条第1項の規定により、倉庫営業者が寄託者の請求により作成する預証券、質入証券及び倉荷証券をいう。</u></p>
<p><u>(船荷証券の意義)</u></p> <p>3 「<u>船荷証券</u>」とは、<u>商法第757条《船荷証券の交付義務》の規定により、運送人又は船長が荷送人又は傭船者の請求により作成する船荷証券をいう。</u></p>	<p><u>(船荷証券の意義)</u></p> <p>3 「<u>船荷証券</u>」とは、<u>商法第767条及び国際海上物品運送法（昭和37年法律第172号）第6条《船荷証券の交付義務》第1項の規定により、運送人、船長又は運送人等の代理人が傭船者又は荷送人の請求により作成する船荷証券をいう。</u></p>
<p><u>(複合運送証券の意義)</u></p> <p>3の2 「<u>複合運送証券</u>」とは、<u>商法第769条《複合運送証券》の規定により、運送人又は船長が陸上運送及び海上運送を一の契約で引き受けたときに荷送人の請求により作成する複合運送証券をいう。</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(倉荷証券等に類似の効用を有するものの意義)</p> <p>5 「<u>倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券</u>の記載事項の一部を欠く証書で、これらと類似の効用を有するもの」とは、<u>商法第601条《倉荷証券の記載事項》又は同法第758条《船荷証券の記載事項》第1項（同法第769条《複合運送証券》第2項において準用する場合を含む。）</u>に規定するそれぞれの記載事項の一部を欠く証書で、<u>寄託物の返還請求権又は運送品の引渡請求権</u>を表彰するものをいうこととし、これらは、それぞれ<u>倉荷証券、船荷証券又は複合運送証券</u>として取り扱う。ただし、当該証書に譲渡性のないことが明記されているものは、この限りでない。</p> <p>非課税文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</div> <p>(婦人更生資金の貸付けに関する文書)</p> <p>5 地方公共団体が、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条《婦人相談所》第3項</u>に規定する要保護女子に対して、婦人更生資金を貸し付ける場合に作成する文書は、非課税文書の表の「<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号《定義》</u>に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書」として取り扱う。</p> <p>(農業保険に関する書類の意義等)</p> <p>10 <u>農業保険法（昭和22年法律第185号）第9条《印紙税の非課税》</u>に規定する「<u>農業保険に関する書類</u>」とは、<u>農業共済組合若しくは農業共済組合連合会又は市町村（特別区を含む。）の行う農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業及び政府の行う再保険事業又は保険事業</u>に直接関係する文書をいう。</p>	<p>(貨物引換証等に類似の効用を有するものの意義)</p> <p>5 「<u>貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券</u>の記載事項の一部を欠く証書で、これらと類似の効用を有するもの」とは、<u>商法第571条第2項、同法第599条、同法第769条又は国際海上物品運送法第7条《船荷証券の作成》</u>に規定するそれぞれの記載事項の一部を欠く証書で、<u>運送品の引渡請求権又は寄託物の返還請求権</u>を表彰するものをいうこととし、これらは、それぞれ<u>貨物引換証、倉庫証券又は船荷証券</u>として取り扱う。ただし、当該証書に譲渡性のないことが明記されているものは、この限りでない。</p> <p>非課税文書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係</div> <p>(婦人更生資金の貸付けに関する文書)</p> <p>5 地方公共団体が、<u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条《婦人相談所》第2項</u>に規定する要保護女子に対して、婦人更生資金を貸し付ける場合に作成する文書は、非課税文書の表の「<u>社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号《定義》</u>に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金に関する文書」として取り扱う。</p> <p>(農業災害補償に関する書類の意義等)</p> <p>10 <u>農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第11条《印紙税の非課税》</u>に規定する「<u>農業災害補償に関する書類</u>」とは、<u>農業共済組合又は市町村（特別区を含む。）の行う共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業及び政府の行う再保険事業</u>に直接関係する文書をいう。</p>